

令和6年度（2024年度）こども本の森 熊本プロモーション業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

令和6年度（2024年度）こども本の森 熊本プロモーション業務

2 業務の目的

令和6年4月に開館した当館は、開館1周年記念特別番組の制作・放送を企画している。次のことを目標（達成したい状態）として、こども本の森 熊本及び水前寺江津湖公園周辺のイメージアップ・認知度向上を図り、グルメや観光等の熊本が持つさまざまな魅力等を織り交ぜながら効果的に発信するプロモーションを実施する。

- ①近隣施設を含むさまざまな魅力（自然、歴史・文化、食 等）が認知され、好感度の上昇に寄与すること。
- ②こども本の森 熊本に行きたい、寄附やイベントに参画したいと感じる人が増加し、こども本の森 熊本が県民に愛される施設となること。

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、こども本の森 熊本が持つさまざまな魅力等について、熊本県内を中心に「テレビ番組の制作・放送を通じた発信」及び「SNS 媒体を活用した発信」を行う。なお、立案・実施にあたっては、次の①から⑤までの点に留意すること。

①企画内容（放送時間や曜日、尺、回数、SNS の種類などの詳細）については受託者からの提案を基本とし、「テレビ番組の制作・放送」については以下の内容を盛り込んだ提案とすること。なお、ターゲットは熊本県内に住む子供（中学生まで）がいる世帯及び孫を持つ層とし、詳細は事務局と受託者が協議した上で決定する。

（1）「こども本の森 熊本」施設紹介

（2）安藤忠雄先生のインタビュー（大阪にて実施予定）

〈例〉・軌跡（こども本の森 熊本の設置経緯又は建築家を目指されたきっかけ）

・寄贈された理由や思い

・建築にかかるポイント

・こども本の森に係る今後のビジョン

（3）他県のこども本の森や熊本県内の安藤先生の建築物の紹介

（4）当館のイベント模様など

②「SNS 媒体を活用」は、一方的な情報提供や発信（ハッシュタグ）だけではなく、多くの方々が共感・参画できるしかけを施す。

③十分なプロモーション期間を設け、話題性のある効果的なプロモーションを行う。

④その他目的達成に効果的なプロモーションを実施する。

⑤写真や動画の撮影、編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に係る費用等）については、全て委託料に含むものとする。

4 著作権に係る留意事項

(1) 成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として熊本県に帰属するものとし、県が国内外で自由に二次利用できるものとする。なお、熊本県は、当該放送内容については、こども本の森熊本館内で繰り返し再生することや視察団体などへの説明資料に活用することを想定している。

また、成果物に関する著作者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(2) 制作にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。

(3) 当業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) その他、ここに定めのない事項については県と協議のうえ決定するものとする。

5 成果品の納品

- ・ 業務完了報告書 1部
- ・ 本業務により作成した成果物及びその印刷データファイルを保存したCD-RまたはDVD-R 1組（データ形式については、PDF及びJPEGとする）。
- ・ 本業務により作成したテレビ放送データを保存したCD-RまたはDVD-R 1組をチャプター設定したもの（データ形式については、MP4とする）。

6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、業務完了報告書及び成果物の納入をし、検査に合格したときは、委託費の支払いを行う。

7 業務委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

8 予算額

3,850千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。